

## 横浜市教育委員会委員の定数に関する条例等の一部改正について

### 1 趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正（平成 26 年 6 月）により、平成 27 年 4 月 1 日から「委員長と教育長の一本化による新しい教育長の設置」などを内容とする新たな制度へ移行となります。

法改正によって、教育委員会の組織が変更となりましたので、「横浜市教育委員会委員の定数に関する条例」を改正し、「横浜市教育委員会組織条例」として整備します。また、教育長の服務等に関する関係規定を整備します。

### 2 提出議案の内容

#### (1) 「横浜市教育委員会委員の定数に関する条例」について

法改正前の「教育長」は「委員」の内数でしたが、法改正後の「教育長」は、「委員」の外数として整理されました。よって法改正後の教育委員会は、「教育長」と「委員」で組織されます。

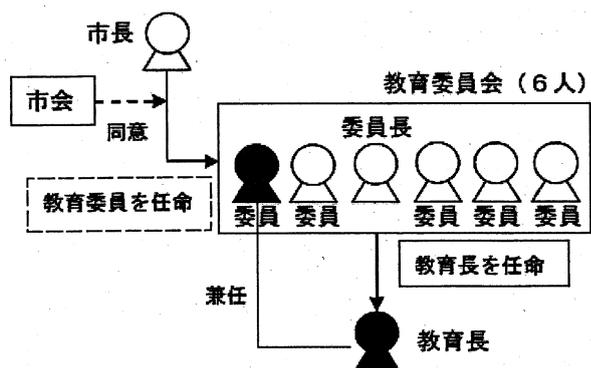
現在、本市では、「横浜市教育委員会委員の定数に関する条例」を定め、委員の人数を 6 人としています。現在の構成人数（6 人）は変更せず、教育長及び 5 人の委員で教育委員会を組織する内容に条例を改正します。

#### <新旧対照表>

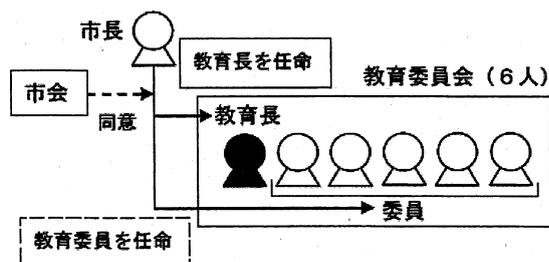
現 行	改正案
<p><b>横浜市教育委員会委員の定数に関する条例</b></p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 3 条ただし書の規定に基づき、<u>横浜市教育委員会の委員の定数は、6 人とする。</u></p>	<p><b>横浜市教育委員会組織条例</b></p> <p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 3 条ただし書の規定に基づき、<u>横浜市教育委員会は、教育長及び 5 人の委員をもって組織する。</u></p>

#### 【図示したもの】

改正前



改正後



<裏面あり>

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

改正前	改正後
<p>(組織)            第三条 教育委員会は、<b>五人の委員</b>をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあっては<b>六人以上の委員</b>、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあっては三人以上の委員をもって組織することができる。</p>	<p>(組織)            第三条 教育委員会は、<b>教育長及び四人の委員</b>をもって組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあっては<b>教育長及び五人以上の委員</b>、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあっては教育長及び二人以上の委員をもって組織することができる。</p>

(2) 新「教育長」の服務等に関する関係規定の整備について

現在の教育長の職免や休暇などの服務等に関する「承認権者」は、任命権者である教育委員会となっています。法改正によって、新「教育長」の「任命権者」は首長に変更されましたが、服務等に関する「承認権者」は引き続き、教育委員会とされましたので、条例改正により規定の整備を行います。

<新旧対照表>

横浜市教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例

現 行	改正案
<p>教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件は、他の条例に定めがあるものを除くほか、一般職職員の例による。</p>	<p>教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件は、他の条例に定めがあるものを除くほか、一般職職員の例による。<u>この場合において、横浜市一般職職員の勤務時間に関する条例（昭和26年12月横浜市条例第61号）第2条第1項及び第2項、第3条第2項から第4項まで、第5条並びに第6条中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。</u></p>

職務に専念する義務の特例に関する条例（抜粋）

現 行	改正案
<p>第2条 職員は、次に掲げる各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</p>	<p>第2条 職員は、次の<u>いずれか</u>に該当する場合においては、あらかじめ任命権者（<u>教育委員会の教育長にあっては、教育委員会</u>）又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。</p>